

株主間協定書

日立造船株式会社（以下「甲」という）、エヌビエル株式会社（以下「乙」という）、西野 義則、西野 嘉明、田村 進一、天野 正孝、西野 正毅、新家 修司（以下6名を総称して「丙」という）ならびに西野 留威、河野 摩耶、土井 弘之、森山 真光、韓 尚秀、大多和 寛、西田 俊夫、下左近 多喜男、高澤 重之、（以下9名を総称して「丁」という）は、甲乙間の協力体制および乙の運営に関して、次のとおり株主間協定書（以下「本協定書」という）を締結する。

第1条（基本条項）

甲、丙および丁とは、甲と乙とが遠心成型製造による FRP 製管の製造および販売に関する事業（以下「本件事業」という）の拡大発展を図るため協力関係を構築することに合意する。

第2条（協力業務等）

2.1 甲、乙、丙および丁とは、本件事業について、甲と乙とが次の各号に掲げる事項を中心とした業務を通して、甲乙各々の取引先に対する商品およびサービス内容の充実を図り営業基盤の強化を推進することに合意する。

- ① 両社所有の技術力、営業力の補完による事業展開
- ② 新技術、新製品の開発
- ③ 市場、顧客の開拓
- ④ 海外進出

2.2 甲は、次の各号に掲げる事項を行うことができるものとし、乙はこれに応じるものとする。丙および丁は甲のかかる権利行使に協力するものとする。

- ① 本件事業に関する資料、乙の会計帳簿およびこれに関する資料、乙の取締役会議事録および株主総会議事録その他本合意の遂行のため甲が必要であると認める資料および書類を閲覧すること
- ② 本件事業に関して乙から報告を受け、または乙と協議すること
- ③ 予め乙に通知したうえで本合意の遂行のため必要な範囲で乙の本店、支店または事務所を調査すること
- ④ その他甲が本合意の遂行のため必要と認める事項

2.3 丙および丁は、甲の承諾なく、次の各行為を行ってはならないものとする。

- ① 乙における役職を辞任しまたは退職すること
- ② 本件事業またはこれと競合する事業を行うこと
- ③ 第三者をして本件事業またはこれと競合する事業を行わしめること
- ④ 本件事業またはこれと競合する事業を行い、または行おうとしている者の取締役、理事その他の役員となり、または従業員、顧問、嘱託職員となること
- ⑤ 本件事業またはこれと競合する事業を行い、または行おうとしている者と取引を行うこと
- ⑥ 本件事業に関する秘密（媒体に固定された情報であるか否かを問わない）を乙の外部に開示し、または本件事業以外の目的に用いること

第3条（資本提携）

甲は、本協定書と同日付で締結される乙および乙の株主との間の株式譲渡契約書（以下「株式譲渡契約書」という）および、乙との間の新株予約権割当契約書（以下「新株予約権割当契約書」という）に従い、乙の株主および新株予約権者となるものとする。

第4条（取締役会）

4.1 乙の取締役会は取締役5名をもって構成されるものとする。

4.2 甲は、乙の取締役総数の内1名（非常勤取締役）を指名する権利を有するものとする（かかる取締役を「甲側取締役」という）。甲は、本契約締結後速やかに当初の甲側取締役に指名するものとし、乙丙および丁は、かかる指名後速やかに、甲側取締役が乙の取締役として選任されるようにするものとする。

4.3 甲側取締役の処遇については甲乙丙協議の上、決定するものとする。

4.4 前3項にかかわらず、甲が新株予約権を行使し乙に対する議決権割合が過半数以上となった場合、取締役の人選・人数等について、甲の意向を尊重のうえ甲乙別途協議し、変更することができるものとする。

第5条（承認・協議・報告事項）

5.1 乙は、次の各号に掲げる事項については、事前に甲の承認を得るものとする。

- ① 乙の各種社内規程の制定および改訂。
- ② 1件あたり20,000,000円を超える支出もしくは債務負担または担保の負担を伴う行為。
- ③ 株式分割（株式無償割当てを含む）または併合
- ④ 新株もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の発行または自己株式もしくは自己新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の処分。ただし、平成21年3月3日に開催の株主総会決議に基づき発行される新株予約権601個（甲に割当てられるものとする）および同株主総会決議に基づき発行される新株155株（西野義則に割当てられるものとする）を除く。
- ⑤ 株式交換または株式移転。
- ⑥ 合併または会社分割。
- ⑦ 重要な資産についての譲渡または担保権設定。
- ⑧ 事業の譲渡もしくは賃貸、経営の委任、またはこれらに類する契約
- ⑨ 甲以外の者との資本提携または業務提携
- ⑩ 定款変更
- ⑪ 代表取締役、取締役、監査役その他役員の選任または解任
- ⑫ 資本金または資本準備金の額の増加または減少
- ⑬ 剰余金の配当または処分
- ⑭ 自己株式の取得
- ⑮ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続の申立

- ⑯ 解散
- ⑰ 遠心成型製造による FRP 製管の販売金額、販売先、販売代理店の起用等を含む販売方法・販売契約の内容等の決定または変更
- ⑱ 乙の通常の事業遂行の範囲外の行為。

5.2 乙、丙および丁は、乙につき次の各号のいずれかの事由が生じ、またはそのおそれがあるときは、速やかに甲に通知しなければならない。

- ① 本契約に関する違反
- ② 甲乙間の平成 21 年 1 月 19 日付基本協定書に関する違反または同基本協定書第 8 条に定める解約事由の発生
- ③ 株式譲渡契約書に関する違反または同契約書第 3 条第 1 項記載の表明・保証事項に反する事由の発生
- ④ 新株予約権割当契約書に関する違反
- ⑤ 第三者による破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続の申立
- ⑥ 差押その他強制執行、仮差押もしくは仮処分申立、または滞納処分
- ⑦ 訴訟、非訟、調停、仲裁その他これらに類する法的手続の申立
- ⑧ 法令違反による行政処分
- ⑨ 手形もしくは小切手の不渡その他の支払停止または支払不能
- ⑩ 銀行取引停止処分
- ⑪ 本件事業の遂行を困難とする事由の発生

第 6 条（株式の譲渡）

- 6.1 丙および丁がその保有する乙の株式を譲渡しようとするときは、まず甲を相手方として交渉をしなければならない。当該交渉における売却価額は、当該交渉時における時価純資産に基づいて、相互に協議の上で決定するものとする。
- 6.2 丙および丁がその保有する乙の株式を甲以外の者に対して譲渡するため譲渡承認の申請を乙に対してなした場合には、乙は、会社法第 139 条第 2 項に基づき不承認の通知をなすものとし、同法第 140 条第 4 項により甲を譲渡の相手方として指定するものとする。その上で、甲が、丙および丁から本件株式の譲渡を受けるべく同法の規定に従い手続きを行い、あるいは交渉するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 6.3 甲が新株予約権割当契約書により割当を受けた新株予約権の全部を行使するまでの間に、本件事業の将来性について甲が自己の利益につながる見込みがないと判断した場合または乙につき前条第 2 項の事由もしくはそのおそれが生じた場合、甲は甲が株式譲渡契約書および上記新株予約権の行使により取得した乙の株式を乙、丙または第三者に譲渡することができるものとする。この場合において、甲から乙に対して譲渡承認の請求があったときは、乙は原則としてこれを認めるものとする。ただし、甲からの譲渡承認の請求を乙が拒否する場合は、甲が譲渡の相手方として選出した者より譲渡価格等の条件について甲に有利な条件を提示できる者を譲渡の相手方として指定するものとする。なお、甲が、乙または丙に対して乙の株式の譲渡を申し入れたときは、乙または丙はこれに応じるものとする。

6.4 甲が取得した乙の株式を前項に基づき乙または丙に譲渡する場合の 1 株あたりの譲渡価額は株式譲渡契約書により取得した株式については同契約第 1 条第 2 項に定める本件譲渡価額、新株予約権の行使により取得した株式については新株予約権割当契約書第 1 条 (3) に定める払込価額とする。

第 7 条 (融資)

乙から甲に対して本件事業遂行の目的にのみ使用するために資金借入の要請があり、甲が必要と判断した場合、甲は累計 160,000,000 円を上限として乙に貸付を行うものとする。なお、詳細については甲乙別途協議のうえ契約を締結するものとする。ただし、この借入金の返済期限は平成 21 年 12 月 31 日を超えないものとする。

第 8 条 (特別費用等)

各当事者が、本件に関しそれぞれの顧問弁護士・会計士等に相談した費用は、各自の負担とする。

第 9 条 (本契約の有効期間)

9.1 甲が乙の株主でなくなった場合、または、乙が甲の完全子会社となった場合には、本契約は終了するものとする。ただし、本契約終了前に甲、丙または丁が相手方に対して負っていた債務には影響しないものとする。

9.2 甲は、乙、丙または丁が本契約上の義務に違反した場合は、本契約を解除することができる。

9.3 乙、丙および丁は、甲が本契約上の義務に違反した場合は、本契約を解除することができる。

第 10 条 (対外公表)

甲、乙、丙および丁は、本契約の存在および内容その他本件提携関係について対外的に発表するときは、甲乙丙丁間でその内容・時期・方法についてあらかじめ合意の上これを行うものとする。

第 11 条 (損害賠償)

甲、乙および丙が故意または過失により本契約書上の義務の履行を懈怠し、または、正当な理由なく継続拒否を行い、それにより損害を被った相手方当事者から請求のあった場合には、損害の多少にかかわらず損害賠償を行わなければならない。

また、丁が故意または過失により本契約第 4 条または第 6 条における義務の履行を懈怠し、または、正当な理由なく継続拒否を行い、それにより損害を被った相手方当事者から請求のあった場合には、損害の多少にかかわらず損害賠償を行わなければならない

第 12 条 (誠実協議)

甲、乙、丙および丁は、本協定書所定の事項または本協定書の解釈に関し、疑義が生じたときは、信義誠実の原則をもって協議の上これを解決するものとする。

第13条（合意管轄）

本契約に関するあらゆる紛争については、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとする。

上記合意の成立を証するため本契約書原本 17 通を作成し、甲乙丙丁が各 1 通保有する。

平成 21 年 3 月 12 日

(甲) 大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

取締役社長 古川 実



(乙) 大阪府泉佐野市のくう往来南 5 番地の 37

エヌビイエス株式会社

代表取締役 西野 義則



(丙) 奈良県北葛城郡広陵町馬見北 3 丁目 1 番 16 号

西野 義則



大阪府泉南市樽井 6 丁目 19 番 15 号

西野 嘉明



兵庫県西宮市上ヶ原十番町 1-16

田村 進一



東京都板橋区中台三丁目 27 番 H-601 号

天野 正孝



大阪府大阪市阿倍野区昭和町 1 丁目 19 番 31-305 号

西野 正毅



和歌山県海南市藤白 177 番地

新家 修司



(丁) 川崎市幸区北加瀬 1-26-25-103

西野 留威



福岡県福岡市中央区舞鶴 1-8-23 アビ°-ルマイヅル 402

河野 摩耶



大阪府貝塚市澤 997番地の14(二色浜旭住宅 B-1)

土井 弘之



大阪府大阪市此花区春日出中 2丁目 3番 25号

森山 真光



大阪府箕面市箕面 6-1-30-906

韓 尚秀



大阪府豊能郡豊能町光風台 1丁目 13番地の7

大多和 寛



大阪府箕面市桜ヶ丘 1-16-18

西田 俊夫



大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘 3-31-3

下左近 多喜男



兵庫県神戸市東灘区魚崎中町 2丁目 6番 31号

高澤 重之

